

「仙台市政だより」への広告掲載業務仕様書

1 業務内容

「仙台市政だより」の広告掲載に係る募集，選定及び広告作成等の業務

2 履行期間

期間：契約を締結した日から令和5年3月31日まで

(仙台市政だより：令和4年5月号～令和5年4月号掲載分【12カ月分】)

3 入稿場所：仙台市役所3階 総務局 広報課（広告原稿の提出先）

4 支払計画

広告掲載料については，下表上欄に示す額を同表下欄の支払期日までに市が発行する納入通知書により納入するものとする。

支払金額	支払期日
契約金額（消費税額を除く）に4分の1を乗じたものに支払期日時点の消費税を乗じ千円未満を切り捨てた額 (仙台市政だより：令和4年5月号～7月号掲載分)	令和4年5月31日
契約金額（消費税額を除く）に4分の1を乗じたものに支払期日時点の消費税を乗じ千円未満を切り捨てた額 (仙台市政だより：令和4年8月号～10月号掲載分)	令和4年8月31日
契約金額（消費税額を除く）に4分の1を乗じたものに支払期日時点の消費税を乗じ千円未満を切り捨てた額 (仙台市政だより：令和4年11月号～令和5年1月号掲載分)	令和4年11月30日
契約金額から上記の合計額を控除した額 (仙台市政だより：令和5年2月号～4月号掲載分)	令和5年2月28日

5 仙台市政だよりへの広告掲載

(1) 広告主の募集及び選定

仙台市広告掲載要綱及び仙台市広告掲載基準を遵守し、広告主を募集及び選定し、発行月前月1日までに、「掲載広告一覧(様式1)」を提出する。(提出前に総務局広報課による広告主についての審査を受けること)

(2) 広告の入稿・校正など

広告原稿は、PDF/X-4原稿を掲載号の前月の総務局広報課の指定する日までに、総務局広報課に入稿するものとする。入稿後の校正スケジュールは次のとおり。

[スケジュール]

入稿	掲載月の前月の総務局広報課の指定する日(4日頃)までに総務局広報課へ提出
審査	市で広告内容審査を行い、修正が必要な場合、広告代理店は総務局広報課の指定する日(9日頃)までに修正を行う。
最終校正出し	入稿月の17日頃に総務局広報課において広告代理店へ原稿渡し(色校正含む)
最終校正戻し	校正出しの翌日午前9時30分まで(休日を除く)に総務局広報課へ戻す

(3) 広告の仕様

① 広告の位置・規格等

広告を掲載する位置・規格は下記のとおりとする。

[「仙台市政だより」(毎月)約510,000部発行]

広告スペース	天地 × 左右 (単位mm)	刷り色	摘要
24面の下段	100×178	モノクロ(350dpi以上)	全号(12回) 複数スポット可
25面の下段	100×178	モノクロ(350dpi以上)	全号(12回) 複数スポット可
32面(裏表紙)の下段	60×170	フルカラー(350dpi以上)	全号(12回) 複数スポット可

② 使用する文字

原則として記事中は11級以上62級以内とする。50級以上の文字はスミベタとせず、アミを80%程度かけること。なお、フォントは全て、アウトライン化すること。

③ 広告の用字用語

漢字、音訓、かなづかいおよび送り仮名は、原則として次の内閣告示などに準ずる。

- ア) 平成22年内閣告示第2号(常用漢字表)
- イ) 昭和61年内閣告示第1号(現代仮名遣い)
- ウ) 昭和48年内閣告示第2号(送り仮名の付け方)
- エ) 記者ハンドブック第13版(共同通信社刊)

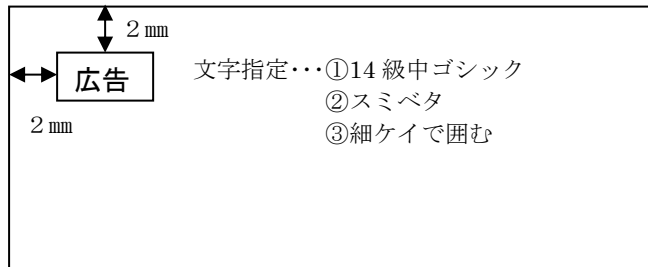
④ 広告枠の罫線

表ケイ(0.1ミリ)程度とし、外枠と囲みなどの内側のケイはだぶらせないこと。

⑤ 広告の表示

広告には、その左上(図参照)に「広告」との表示を必ず入れること。

【図】



⑥ 留意事項

広報紙の性格上、その品性を妨げず、紙面との調和に配慮するものとし、広告内容については、仙台市広告掲載要綱等を遵守するものとする。

(4) その他

本仕様書に明記なき事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

掲 載 広 告 一 覧 (仙 台 市 政 だ よ り 用)

掲載媒体・位置	
---------	--

1 24 面

広告主			備考
業者名	所在地	業種	

2 25 面

広告主			備考
業者名	所在地	業種	

3 32 面

広告主			備考
業者名	所在地	業種	